

行政施設における犬及びねこの引取りに関する全国自治体調査結果

対象: 47都道府県、18政令指定都市、7政令市、41中核市

作成日: 平成22年1月23日
作成者: 西風 徹(中小企業診断士)

(前提)

・表の無回答他は、無回答及び回答したが選択肢に該当しない又は選択肢不明などが含まれます。
 ・無回答としてリストアップしているのは、回答していない自治体です。
 ・小樽市は全質問について、業務自体を行っていないため、回答不能として処理しています。回答不能は無回答他に含みます。

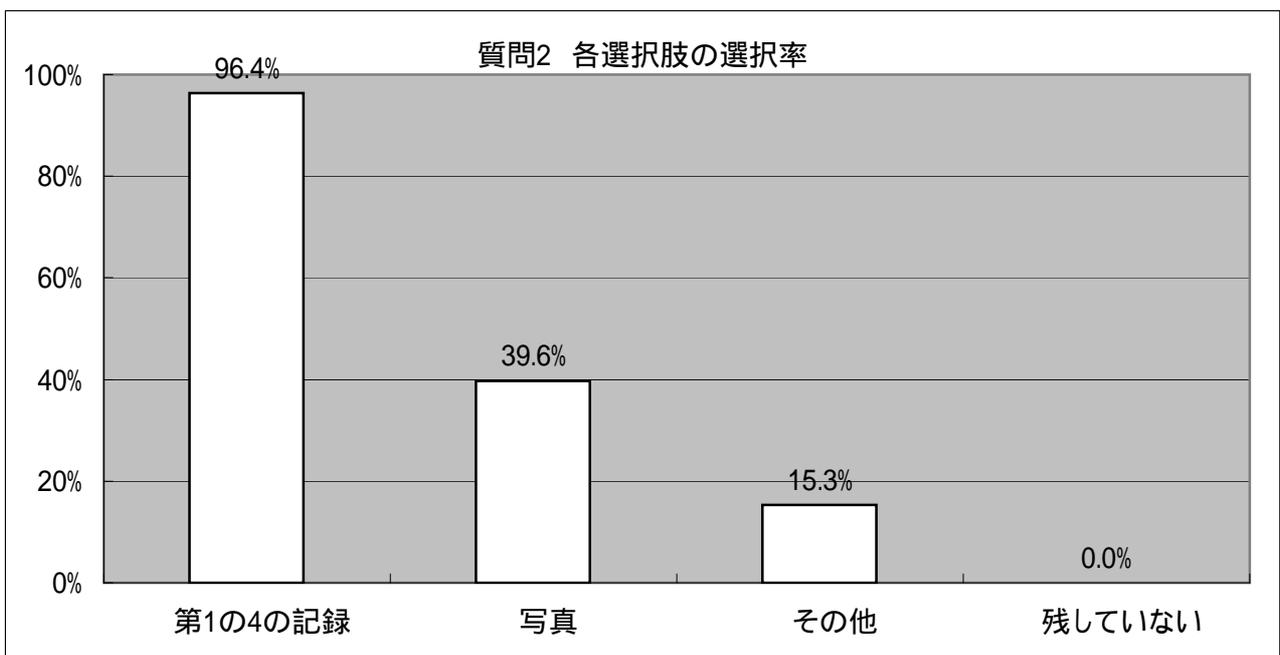
質問2

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第35条第2項の規定により、所有者の判明しない犬又はねこを引取る場合、どのような記録を残していますか。

項目	項目		無回答他
	有効回答数 実数	選択率	
合計	111	100.0%	2
犬ねこの引取り等措置の第1の4による記録	107	96.4%	
写真	44	39.6%	
その他	17	15.3%	
記録を残していない	0	0.0%	
<参考>			
複数選択 & (& & は含まない)	33	29.7%	
複数選択 & (& & は含まない)	2	1.8%	
複数選択 & &	11	9.9%	

質問2 無回答
鹿児島市

複数選択のため各々の合計は有効回答数の合計を超える
 選択率は有効回答数を分母としている



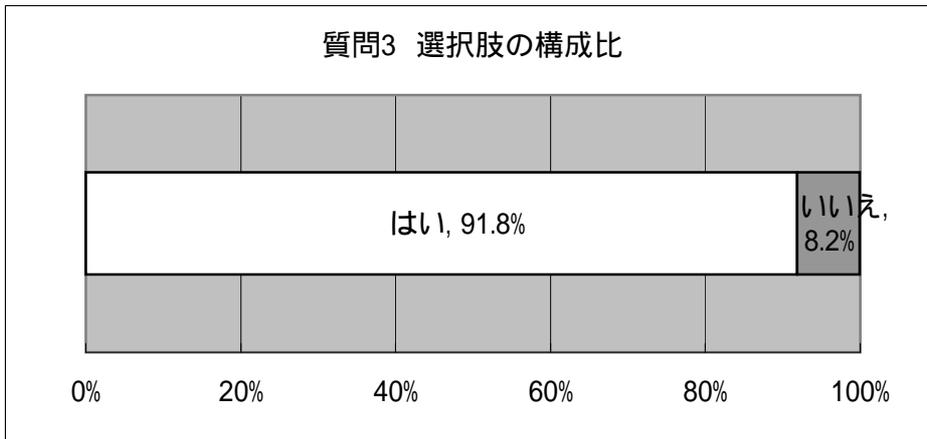
質問3

前記の記録において、個体を特定(個体識別)する事は可能であると思われますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		110	100.0%	3
はい		101	91.8%	
いいえ		9	8.2%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問3 無回答
鹿児島市



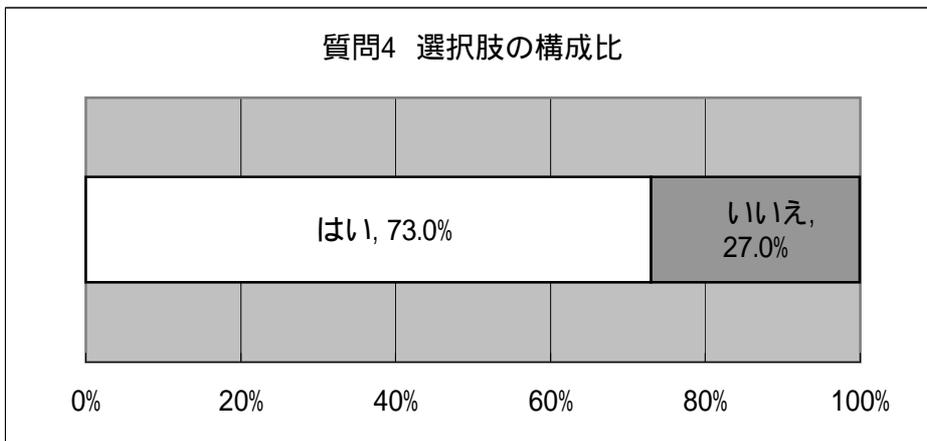
質問4

迷子になった犬又はねこを探す目的で質問2の記録台帳を閲覧する事は可能ですか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		111	100.0%	2
はい		81	73.0%	
いいえ		30	27.0%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問4 無回答
鹿児島市



質問5

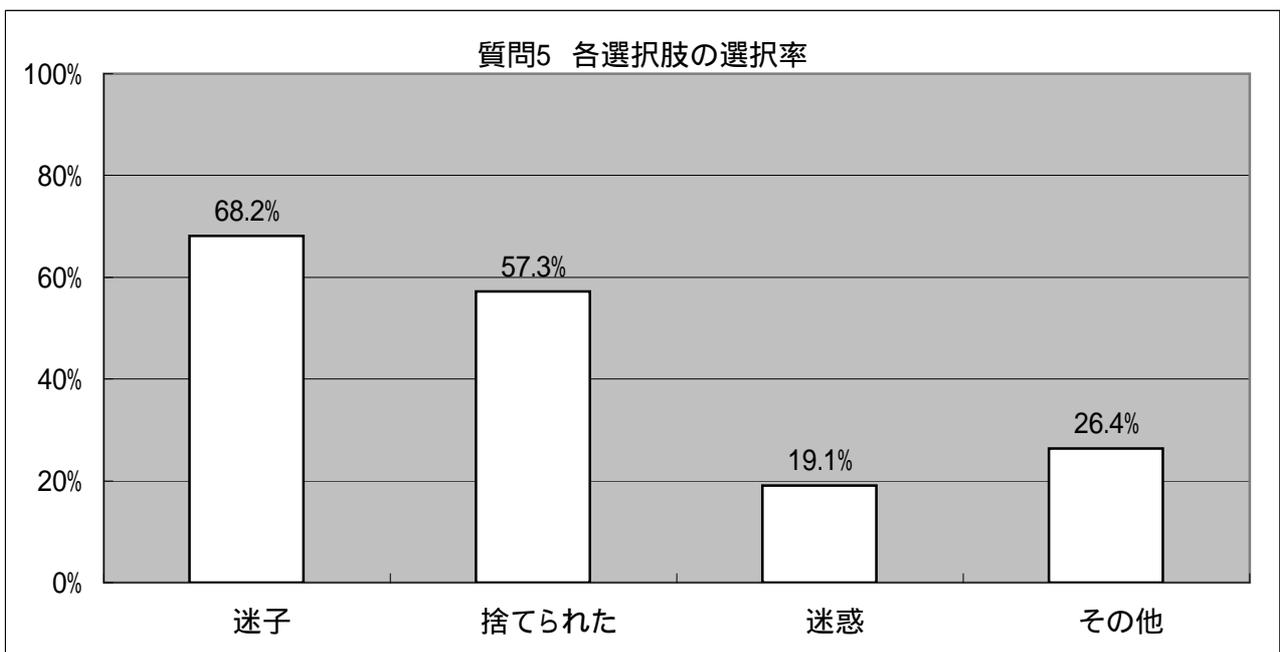
法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、その引取り事由(拾得時の状況)にはどのようなものが多いですか。(複数回答可)

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	選択率	
合計		110	100.0%	3
迷子の犬又はねこを保護した		75	68.2%	
捨てられた犬又はねこを保護した		63	57.3%	
迷惑になっている犬又はねこを捕まえた		21	19.1%	
その他		29	26.4%	
<参考>				
複数選択	& (& & 又は を含まない)	31	28.2%	
複数選択	& (& & を含まない)	2	1.8%	
複数選択	& (& & を含まない)	4	3.6%	
複数選択	& (& & を含まない)	1	0.9%	
複数選択	& (& & を含まない)	3	2.7%	
複数選択	&	3	2.7%	
複数選択	& &	12	10.9%	
複数選択	& &	2	1.8%	
<参考> 「その他」の内容				
飼い主不明のねこが産んだ子ねこの保護		20	69.0%	
飼い主不明の犬又はねこの保護		8	27.6%	
負傷した犬又はねこの保護		1	3.4%	

質問5 無回答
島根県
鹿児島市

複数選択のため各々の合計は有効回答数の合計を超える
選択率は有効回答数を分母としている

<参考> 「その他」の内容の構成比は「その他」の選択者を分母としている

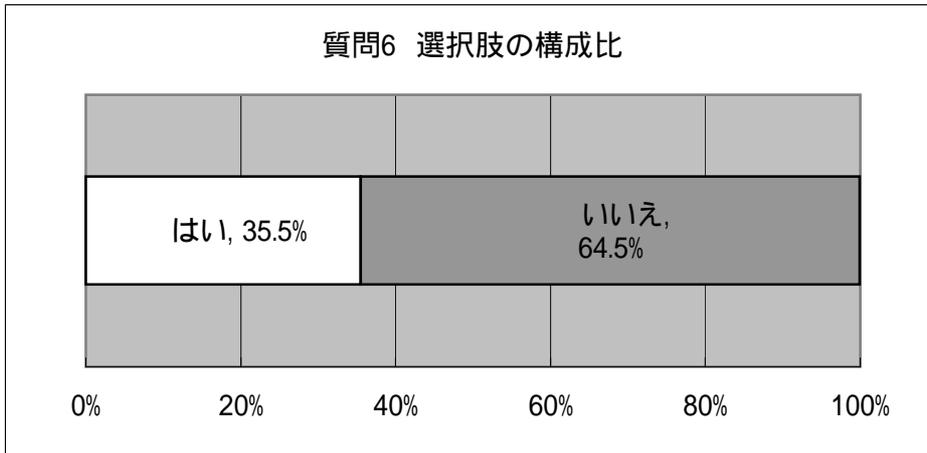


質問6

所有者の判明しないねこが捕獲器で持ち込まれた場合、法第35条第2項の規定により引取りをされていますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		110	100.0%	3
はい		39	35.5%	
いいえ(捕獲器によるねこの持ち込みは引取っていない)		71	64.5%	

構成比は有効回答数を分母としている



質問6 無回答

島根県
鹿児島市

質問7 無回答

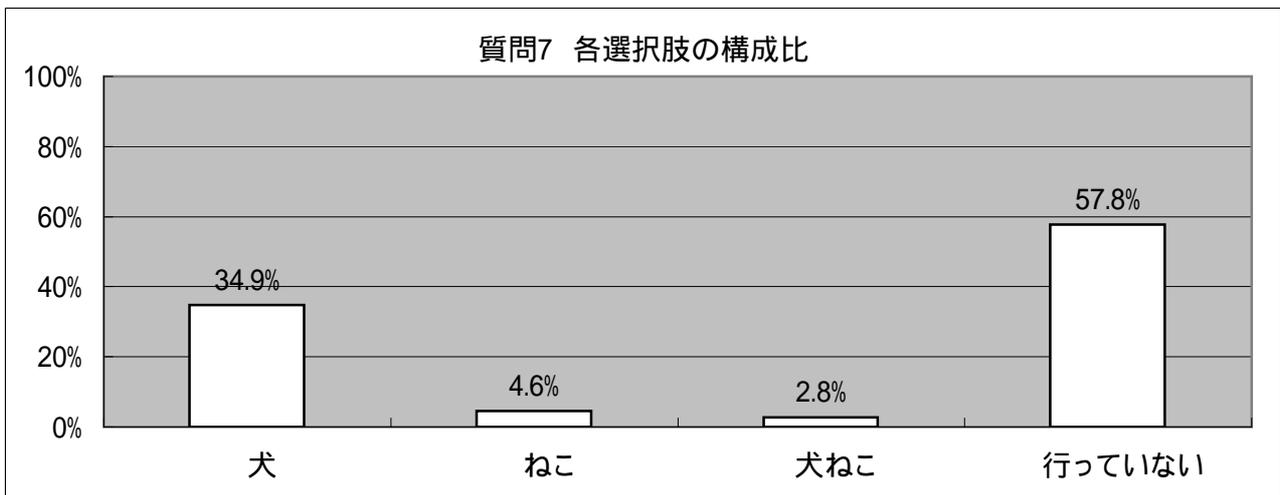
秋田県
島根県
鹿児島市

質問7

捕獲器の貸し出しをされていますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		109	100.0%	4
犬用のみ行っている		38	34.9%	
ねこ用のみ行っている		5	4.6%	
犬ねこ両方行っている		3	2.8%	
行っていない		63	57.8%	

構成比は有効回答数を分母としている



質問8

定時定点回収による犬又はねこの引取りをされていますか。

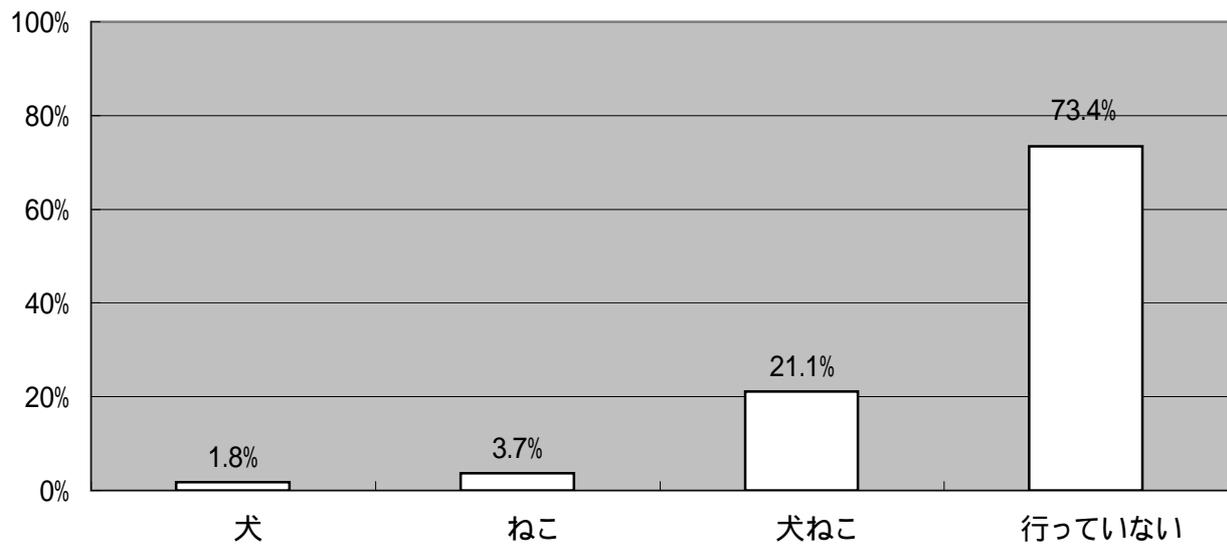
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		109	100.0%	4
犬のみ行っている		2	1.8%	
ねこのみ行っている		4	3.7%	
犬・ねこ両方行っている		23	21.1%	
行っていない		80	73.4%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問8 無回答

島根県 札幌市 鹿児島市

質問8 各選択肢の構成比



質問9

前記の定時定点回収を行っている場合、定時定点回収で引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、2日間以上の公示及び保管をされていますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		27	100.0%	2
はい		23	85.2%	
いいえ		4	14.8%	

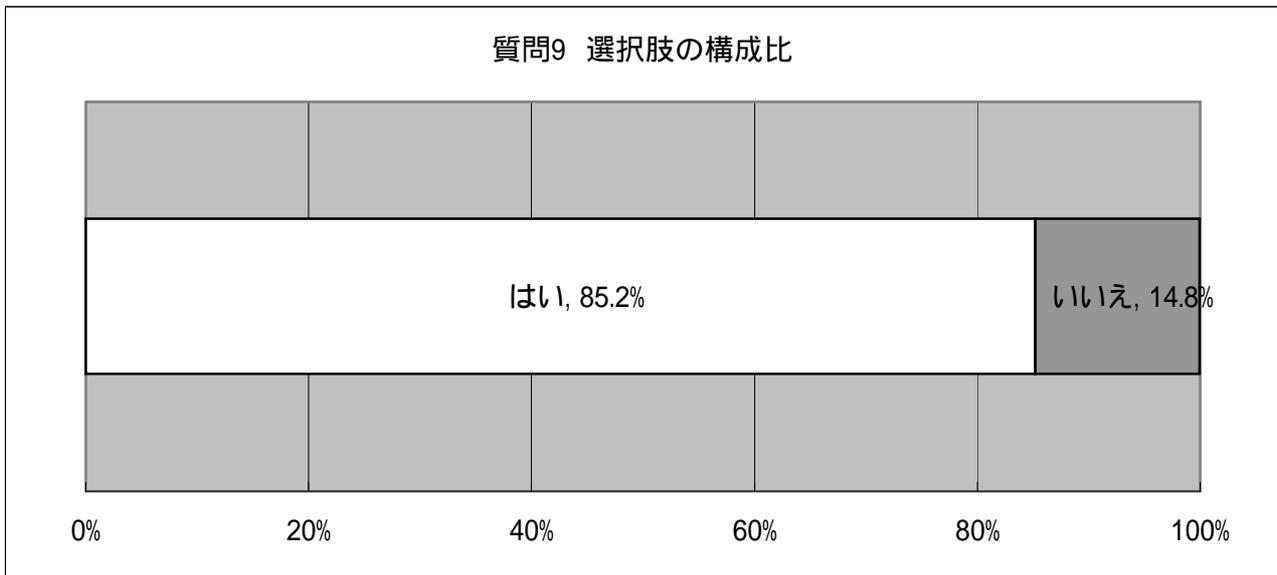
構成比は有効回答数を分母としている

質問8で を選択した柏市、熊本市が当質問に回答しているが、除外している

質問9 無回答

なし

ただし回答の資格は、質問8で 以外を選択した29自治体にある



質問10

法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて少なくとも何日間の公示をされていますか。

項目	有効回答数				無回答他	
	犬		ねこ		犬	ねこ
	実数	構成比	実数	構成比		
合計	104	100.0%	94	100.0%	9	19
0日間	1	1.0%	11	11.7%		
1日間	0	0.0%	1	1.1%		
2日間	59	56.7%	52	55.3%		
3日間	22	21.2%	15	16.0%		
4日間	5	4.8%	4	4.3%		
5日間	4	3.8%	2	2.1%		
6日間	3	2.9%	1	1.1%		
7日間	8	7.7%	6	6.4%		
8～14日間	2	1.9%	2	2.1%		
<参考>						
平均 (日間)		3.1		2.6		

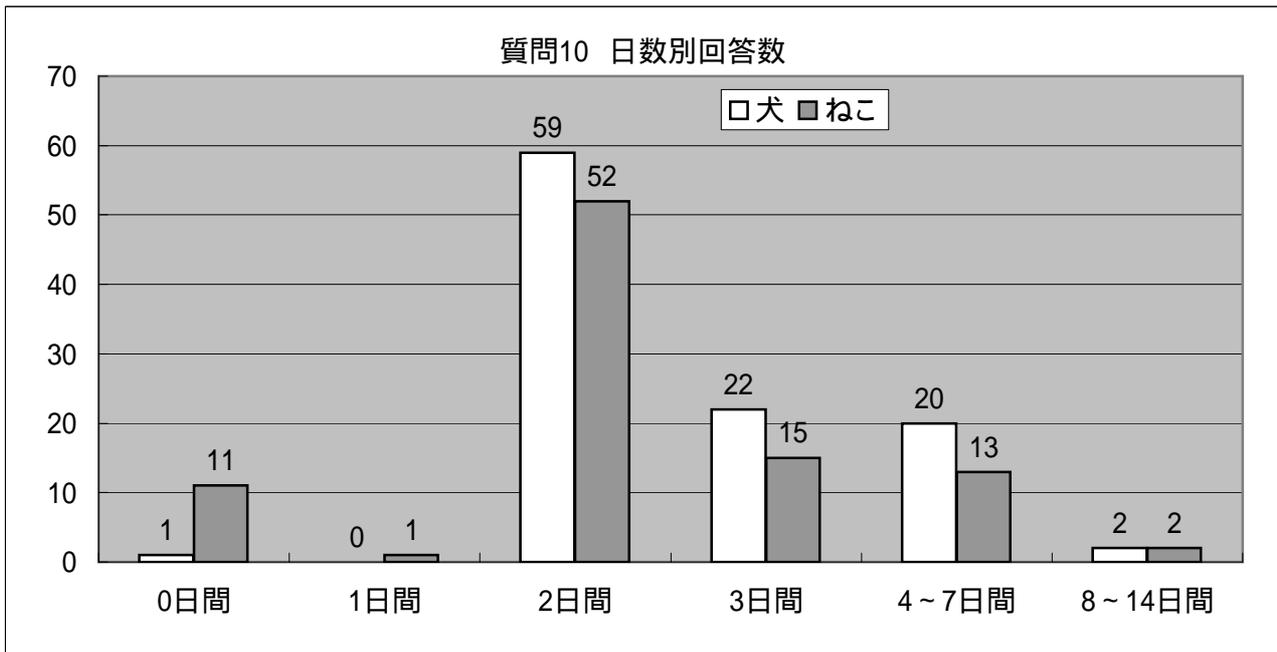
構成比は有効回答数を分母としている

範囲を持った回答の場合、最小値を集計している(例、2～7日間との回答は、2日間としている)

当質問において、ねこのみ無回答及び無効回答の数が10自治体あり、これらは0日間の可能性がある

質問10 無回答

栃木県 福井県 島根県 青森市 高知市 鹿児島市 函館市(ねこのみ)
宇都宮市(ねこのみ)



質問11

法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、引取り日から処分(殺処分)するまで、少なくとも何日間保管されていますか。

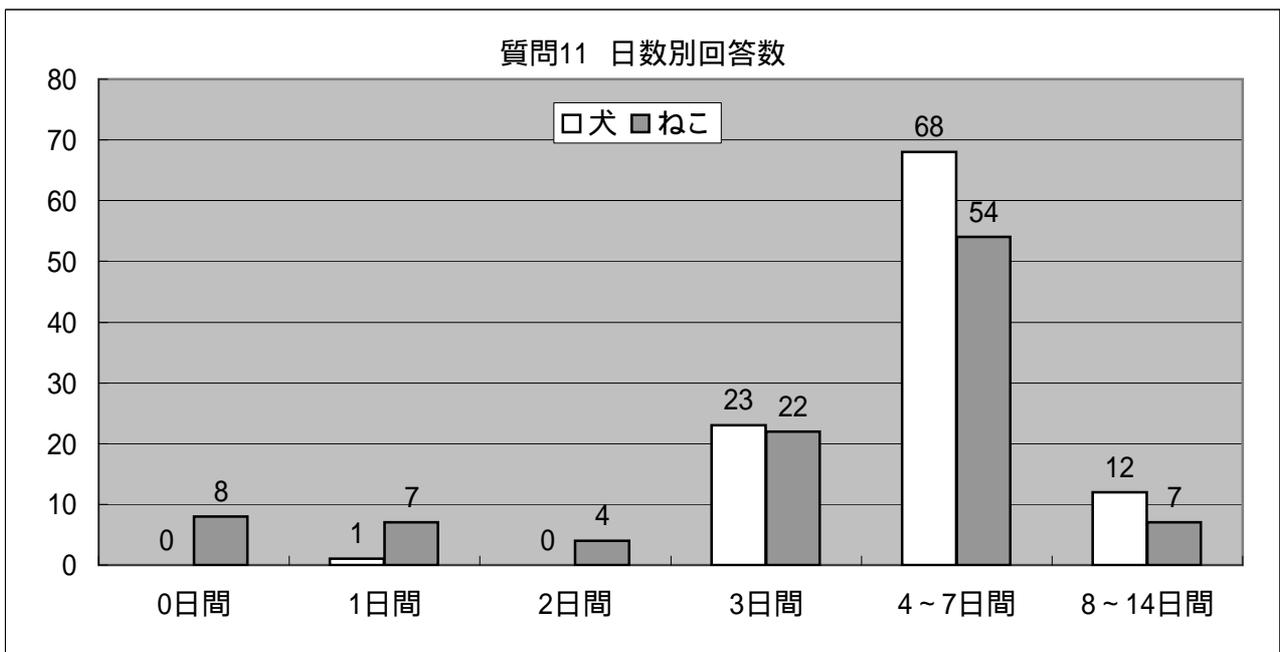
項目	有効回答数				無回答他	
	犬		ねこ		犬	ねこ
	実数	構成比	実数	構成比		
合計	104	100.0%	102	100.0%	9	11
0日間	0	0.0%	8	7.8%		
1日間	1	1.0%	7	6.9%		
2日間	0	0.0%	4	3.9%		
3日間	23	22.1%	22	21.6%		
4日間	18	17.3%	19	18.6%		
5日間	17	16.3%	11	10.8%		
6日間	5	4.8%	1	1.0%		
7日間	28	26.9%	23	22.5%		
8～14日間	12	11.5%	7	6.9%		
<参考>						
平均 (日間)		5.6		4.5		

構成比は有効回答数を分母としている

範囲を持った回答の場合、最小値を集計している(例、2～7日間との回答は、2日間としている)

質問11 無回答

栃木県 福井県 島根県 高知市 鹿児島市 函館市(ねこのみ)



質問12

質問10の公示記載内容において、個体を特定(個体識別)する事は可能だと思われませんか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		108	100.0%	5
はい		94	87.0%	
いいえ		14	13.0%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問12 無回答

千葉県 島根県 鹿児島市

質問12 選択肢の構成比



質問13

迷子になった犬又はねこを探す目的で、公示台帳を過去に遡って閲覧する事は可能ですか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		109	100.0%	4
はい		94	86.2%	
いいえ		15	13.8%	
<参考> 閲覧可能期間				
合計		63	100.0%	
1年		27	42.9%	
2年		4	6.3%	
3年		20	31.7%	
5年		11	17.5%	
10年		1	1.6%	

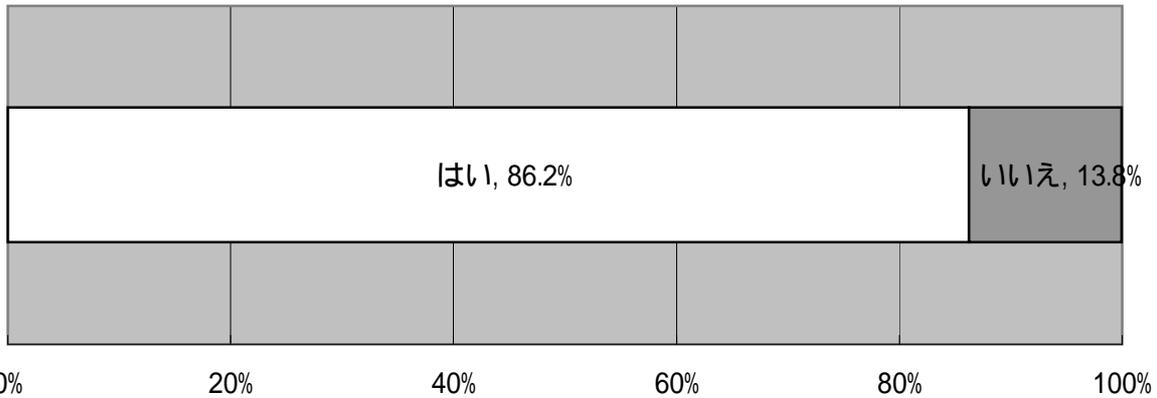
質問13 無回答

千葉県
島根県
鹿児島市

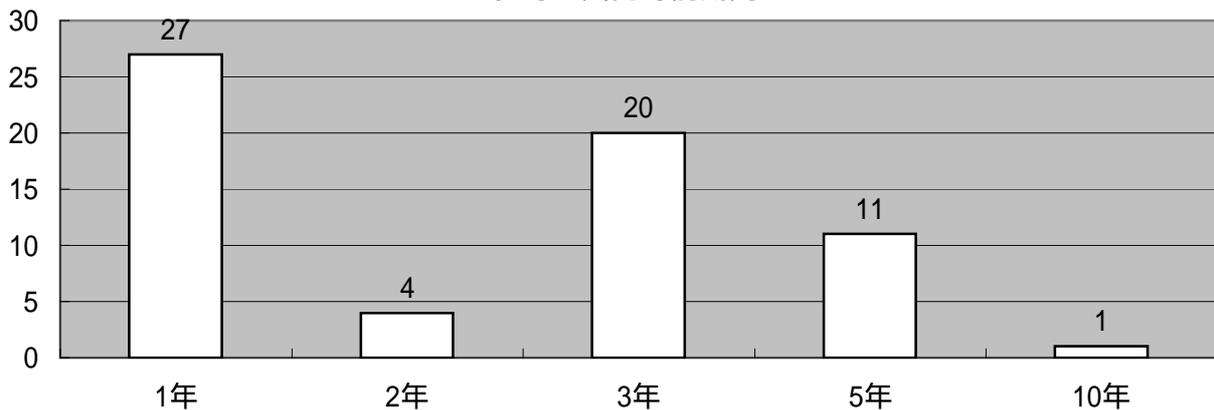
構成比は有効回答数を分母としている

<参考> 閲覧可能期間について、範囲を持った回答の場合、最小値を集計している(例、2~3年間の回答は、2年間としている)

質問13 選択肢の構成比



<参考> 閲覧可能期間



質問14

過去5年間、引取った犬又はねこを処分(殺処分)した後、所有者が判明した事例はありますか。

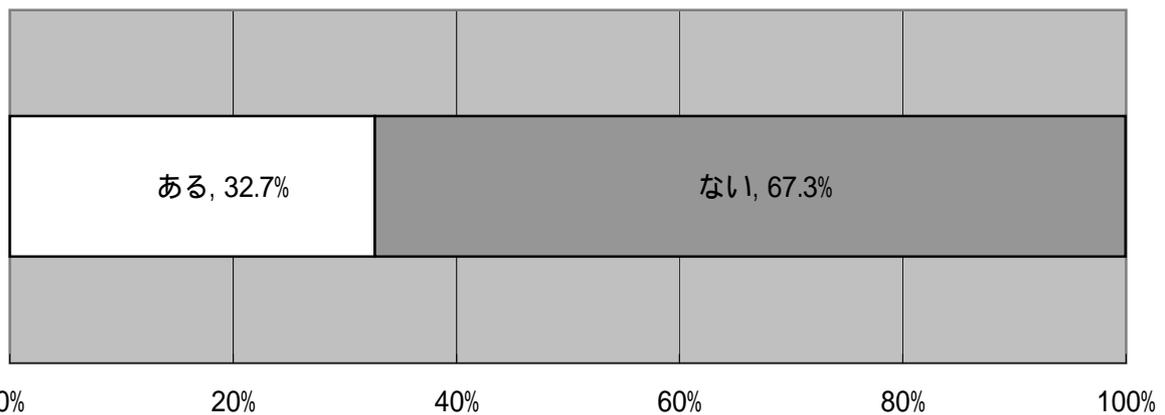
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		110	100.0%	3
ある		5	4.5%	
事例はあるが件数は不明		31	28.2%	
ない		74	67.3%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問14 無回答

旭川市 鹿児島市

質問14 選択肢の構成比



<参考> 「ある」と回答した5自治体の実際の事例の件数

自治体名	件数	
	犬	ねこ
合計	5	1
福井県	1	
岐阜県	2	
山口県	1	
堺市	1	
秋田市		1

秋田市は自然死であり、殺処分後ではないため、厳密には に該当しないが、「捕らえられたこと」と死の関連が推測されるため、 と同様に考えた

質問16

法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこを処分する場合、狂犬病予防法施行令第5条の処分前の評価を準用されていますか。

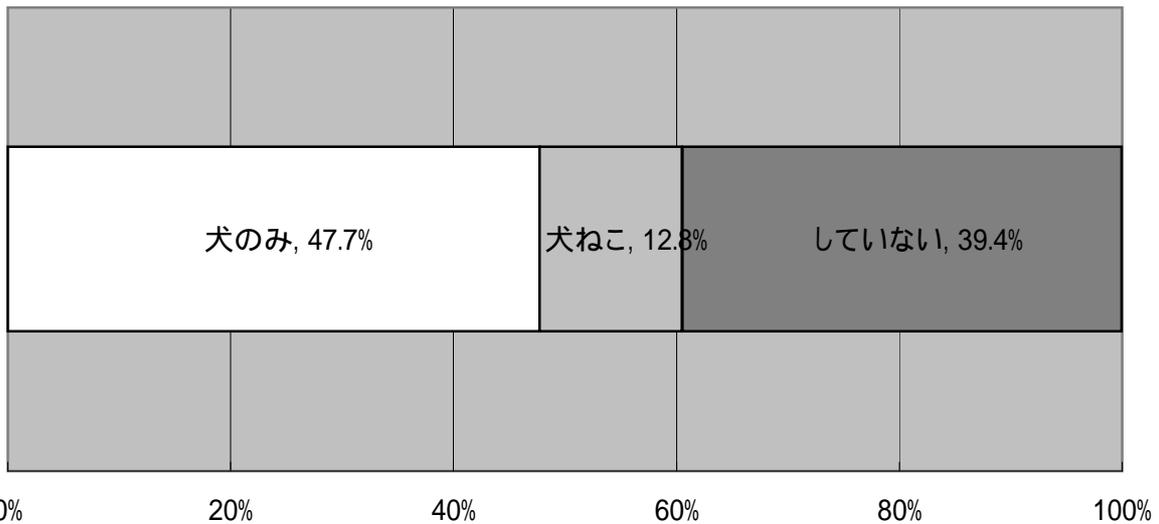
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		109	100.0%	4
犬のみ準用している		52	47.7%	
犬ねこ両方準用している		14	12.8%	
準用していない		43	39.4%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問16 無回答

旭川市 鹿児島市

質問16 選択肢の構成比



質問18

法第35条第2項の「所有者の判明しない犬及びねこ」の定義について、どのようにお考えですか。

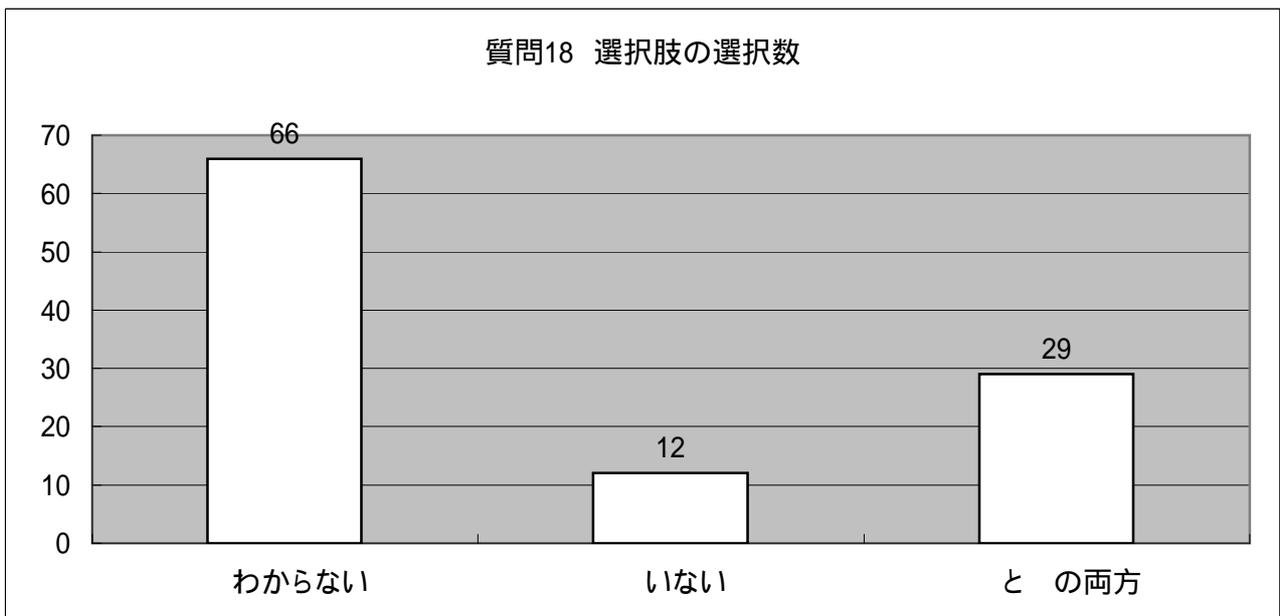
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		107	100.0%	6
所有者がわからない		66	61.7%	
所有者がいない		12	11.2%	
と の両方を選択		29	27.1%	

構成比は有効回答数を分母としている

当質問は、 の同時選択が多数のため、二者択一とみなさずに集計している

質問18 無回答

旭川市 鹿兒島市



質問19

法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、所有者がいないと認められる場合がありますか。

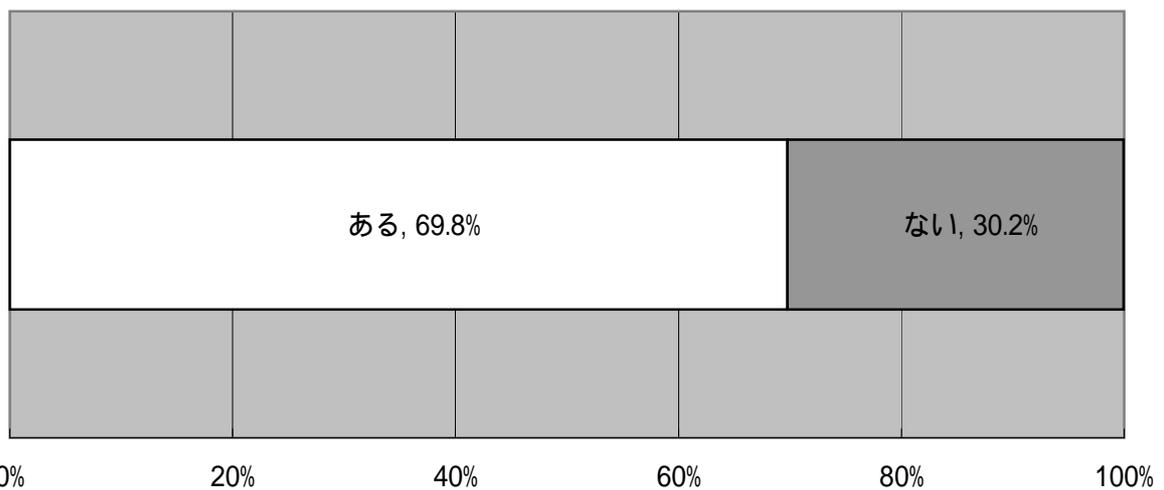
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		106	100.0%	7
ある		74	69.8%	
ない		32	30.2%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問19 無回答

仙台市 函館市 旭川市 宇都宮市 鹿児島市

質問19 選択肢の構成比



質問20

法第35条第2項の規定により引取りを求められた所有者の判明しない犬又はねこについて、遺失物法に規定する逸走の動物に当たるか否かを選別されていますか。

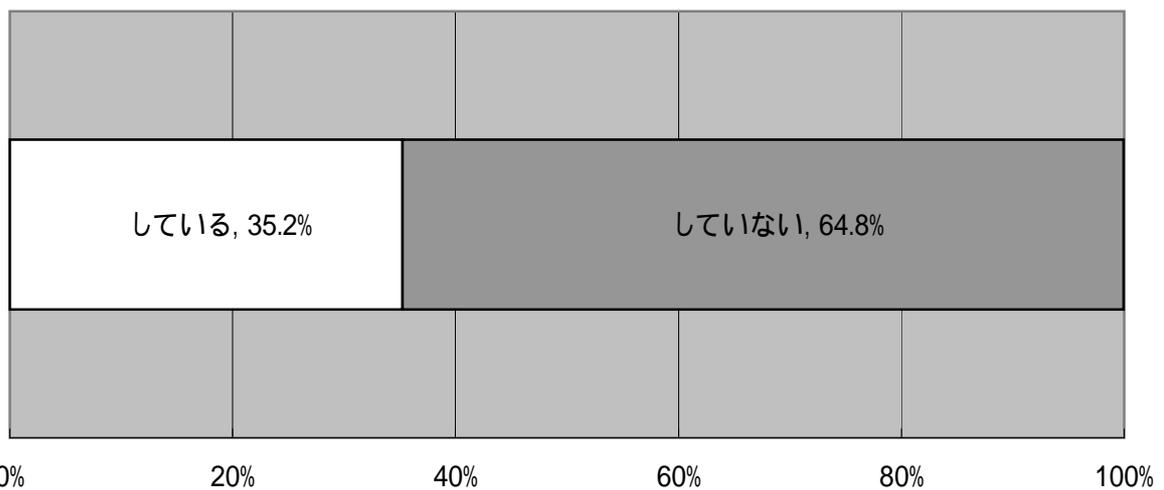
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		105	100.0%	8
している		37	35.2%	
していない		68	64.8%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問20 無回答

秋田県 島根県 宇都宮市 長野市 岐阜市 鹿児島市

質問20 選択肢の構成比



質問21

遺失物法改正(平成19年12月10日施行)後、警察署において拾得者から動物愛護法に基づき引取りを依頼され、行政機関に引き継がれた犬及びねこの引取りについて。

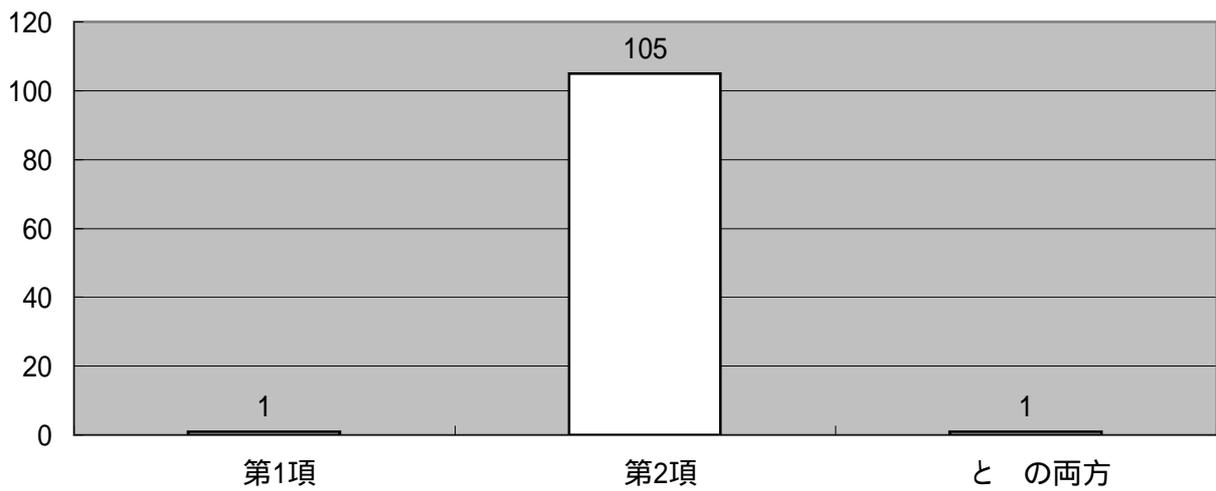
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		107	100.0%	6
法第35条第1項の規定により引取っている		1	0.9%	
法第35条第2項の規定により引取っている		105	98.1%	
と の両方を選択		1	0.9%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問21 無回答

島根県 鹿児島市

質問21 選択肢の選択数



質問22

遺失物法改正後、警察署において拾得者から動物愛護法に基づき引取りを依頼され、行政機関に引き継がれた犬ねこについて、警察署から移管された日より少なくとも何日間公示をされていますか。

項目	有効回答数				無回答他	
	犬		ねこ		犬	ねこ
	実数	構成比	実数	構成比		
合計	105	100.0%	95	100.0%	8	18
0日間	1	1.0%	12	12.6%		
1日間	0	0.0%	1	1.1%		
2日間	61	58.1%	54	56.8%		
3日間	21	20.0%	14	14.7%		
4日間	6	5.7%	4	4.2%		
5日間	3	2.9%	1	1.1%		
6日間	4	3.8%	1	1.1%		
7日間	7	6.7%	6	6.3%		
8～14日間	2	1.9%	2	2.1%		
<参考>						
平均 (日間)		3.0		2.6		

構成比は有効回答数を分母としている

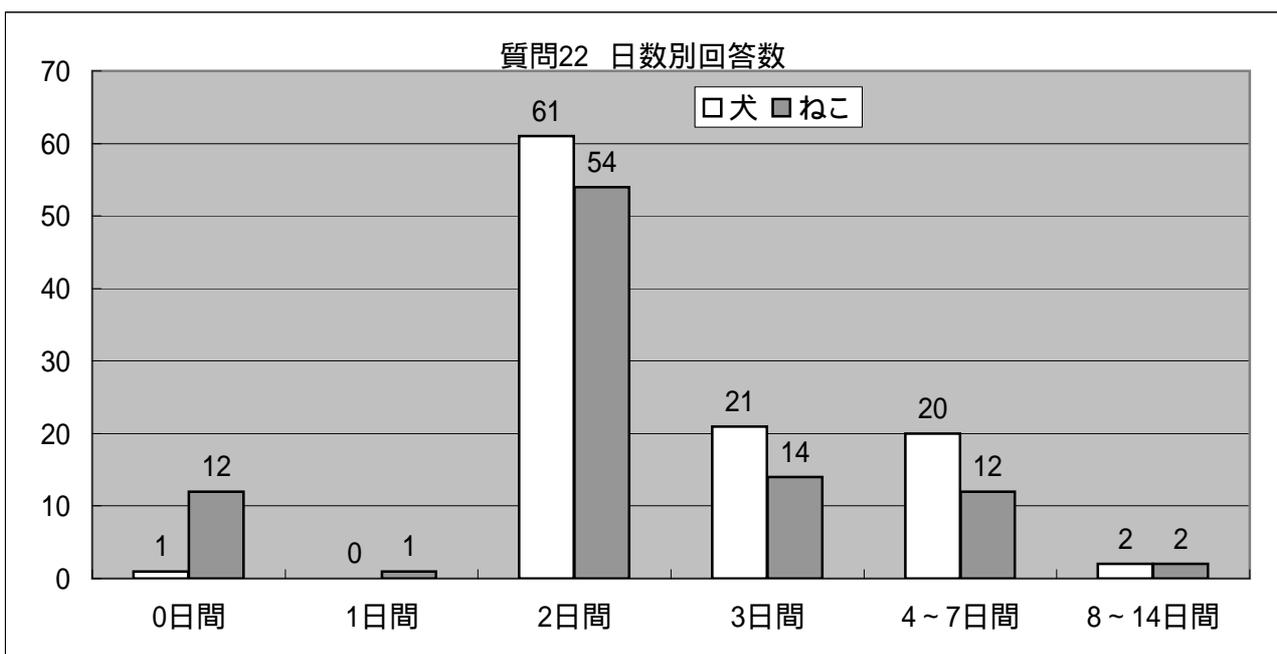
質問10とほぼ同じ結果であり、質問間の差異が認められていない可能性がある

範囲を持った回答の場合、最小値を集計している(例、2～7日間との回答は、2日間としている)

当質問において、ねこのみ無回答及び無効回答の数が10自治体あり、これらは0日間の可能性がある

質問22 無回答

栃木県 福井県 島根県 青森市 鹿児島市 秋田県(ねこのみ)
 函館市(ねこのみ) 宇都宮市(ねこのみ)



質問23

遺失物法改正後、警察署において拾得者から動物愛護法に基づき引取りを依頼され、行政機関に引き継がれた犬ねこについて、警察署から移管された日より処分(殺処分)するまで、少なくとも何日間保管されていますか。

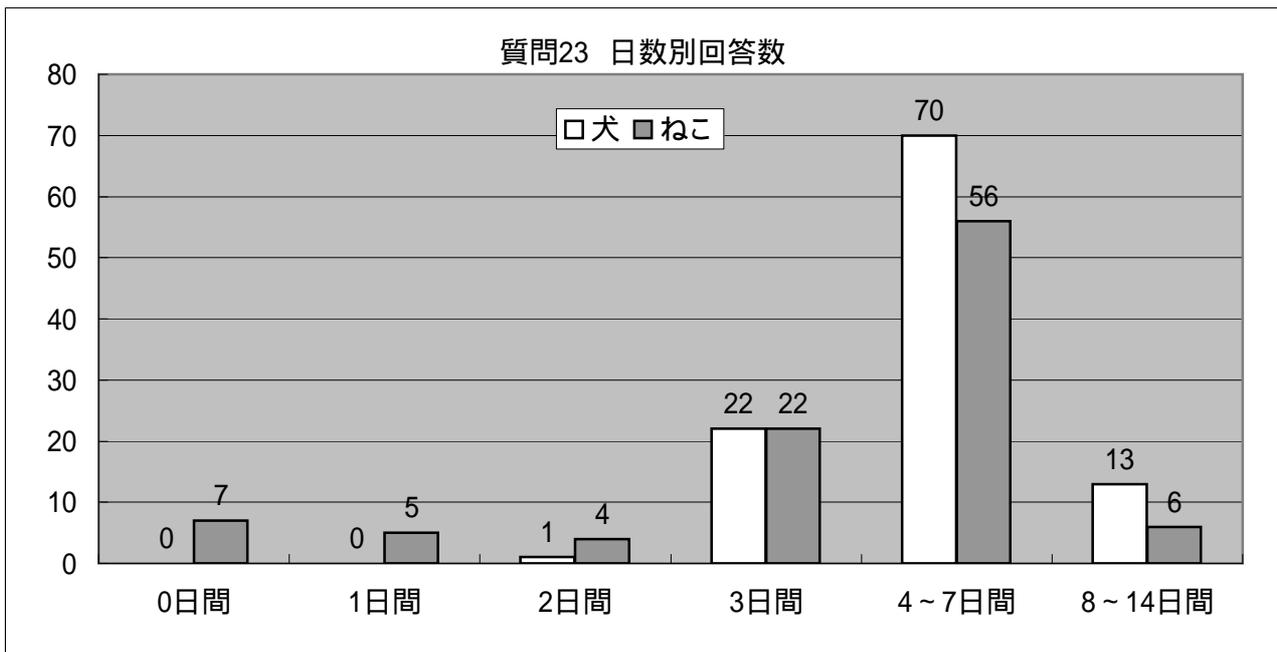
項目	有効回答数				無回答他	
	犬		ねこ		犬	ねこ
	実数	構成比	実数	構成比		
合計	106	100.0%	100	100.0%	7	13
0日間	0	0.0%	7	7.0%		
1日間	0	0.0%	5	5.0%		
2日間	1	0.9%	4	4.0%		
3日間	22	20.8%	22	22.0%		
4日間	18	17.0%	20	20.0%		
5日間	18	17.0%	12	12.0%		
6日間	7	6.6%	2	2.0%		
7日間	27	25.5%	22	22.0%		
8～14日間	13	12.3%	6	6.0%		
<参考>						
平均 (日間)		5.7		4.5		

構成比は有効回答数を分母としている

範囲を持った回答の場合、最小値を集計している(例、2～7日間との回答は、2日間としている)

質問23 無回答

栃木県 福井県 島根県 鹿児島市 函館市(ねこのみ)

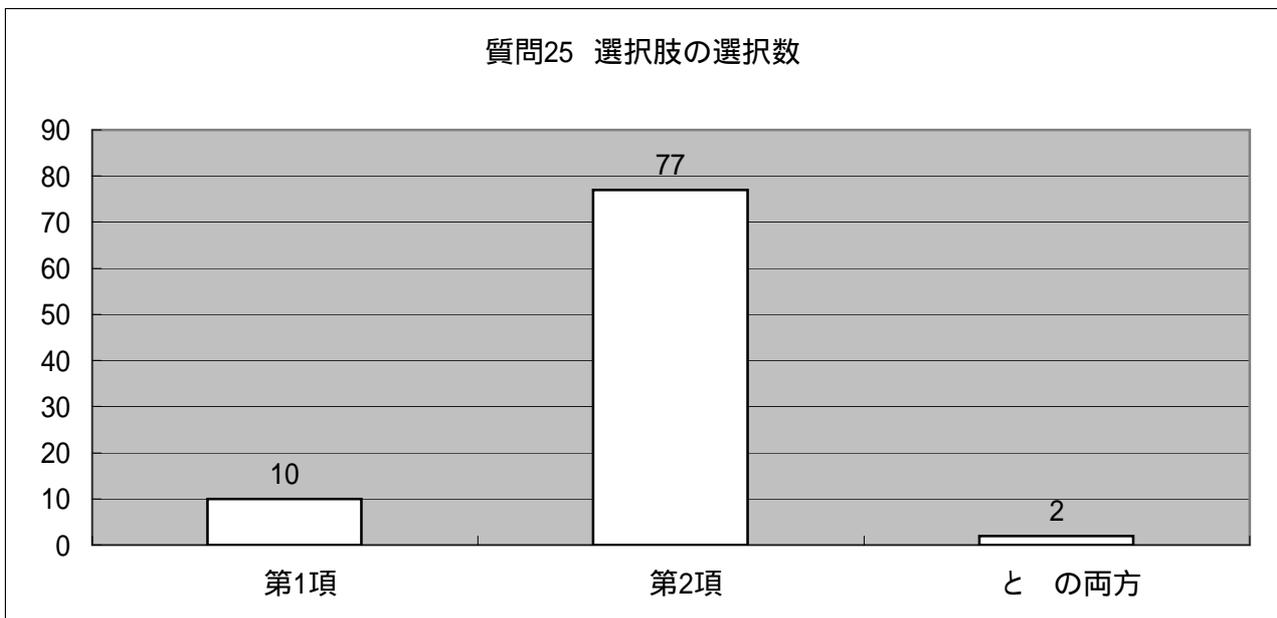


質問25

遺失物法改正後、警察署において遺失物法による処分決定がなされた後、行政機関に移管された犬及びねこの引取りについて。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		89	100.0%	24
法第35条第1項の規定により引取っている		10	11.2%	質問25 無回答 多数
法第35条第2項の規定により引取っている		77	86.5%	
と の両方を選択		2	2.2%	

構成比は有効回答数を分母としている



質問27

法第35条第1項の規定により、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合、公的証明書による所有者確認をされていますか。

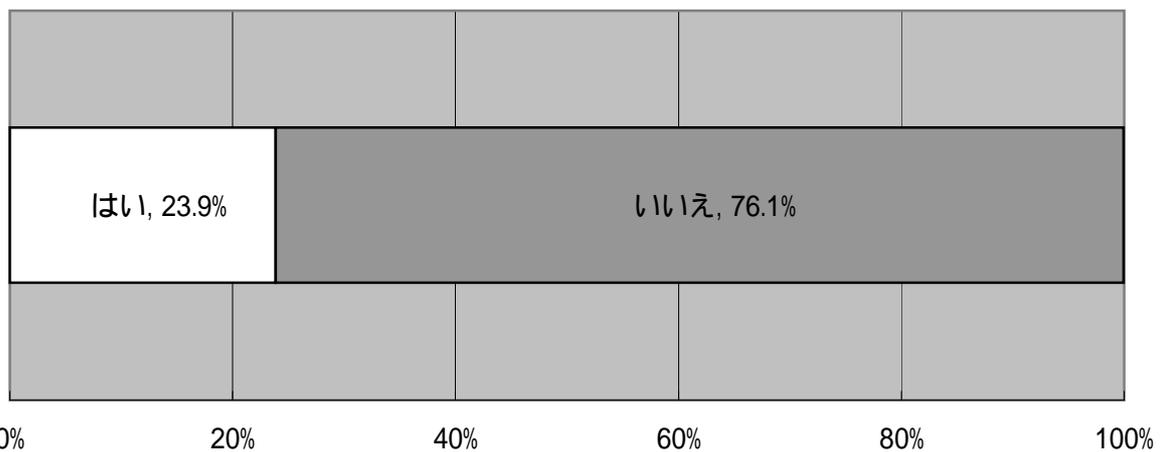
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		109	100.0%	4
はい		26	23.9%	
いいえ		83	76.1%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問27 無回答

鹿児島市

質問27 選択肢の構成比



質問28

法第35条第1項の規定により、畜犬未登録の犬の引取りを求められた場合、畜犬登録後に引取りをされていますか。

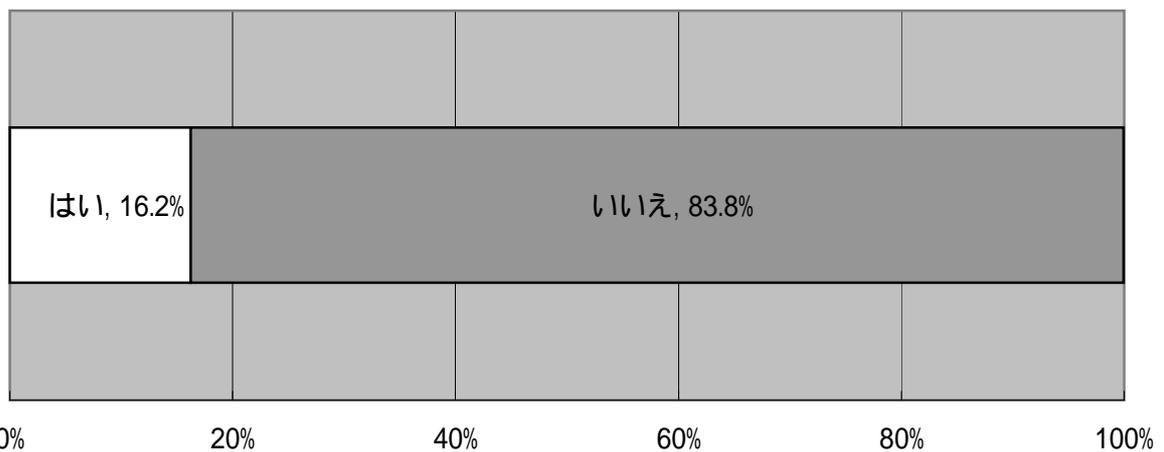
項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		111	100.0%	2
はい		18	16.2%	
いいえ		93	83.8%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問28 無回答

鹿児島市

質問28 選択肢の構成比



質問29

法第35条の規定により、ペットショップ、ブリーダー等の動物販売業者から引取りを求められた場合、引取りをされていますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		106	100.0%	7
はい		50	47.2%	
(内訳質問) その場合、畜犬未登録の犬について畜犬登録後に引取りをされていますか。				
はい		6	12.0%	
いいえ		44	88.0%	
いいえ		56	52.8%	

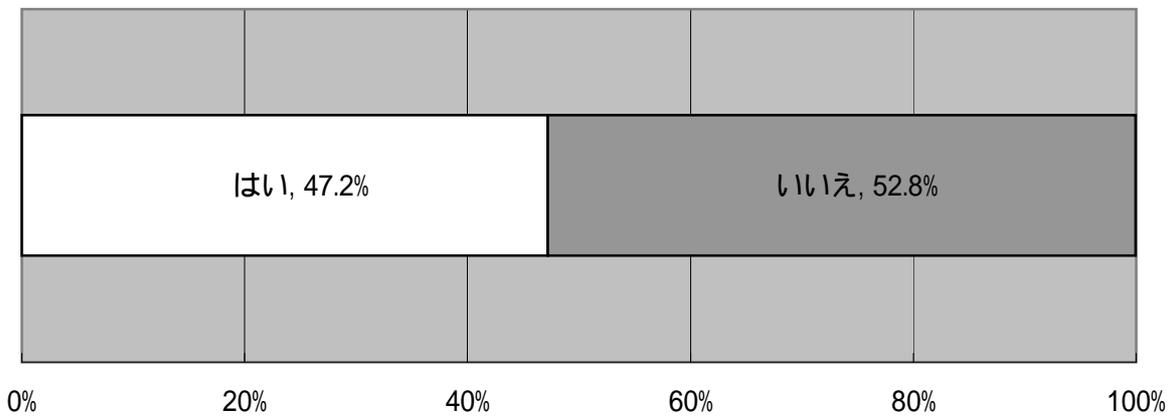
構成比は有効回答数を分母としている

内訳質問の構成比は、「はい」の選択者を分母としている

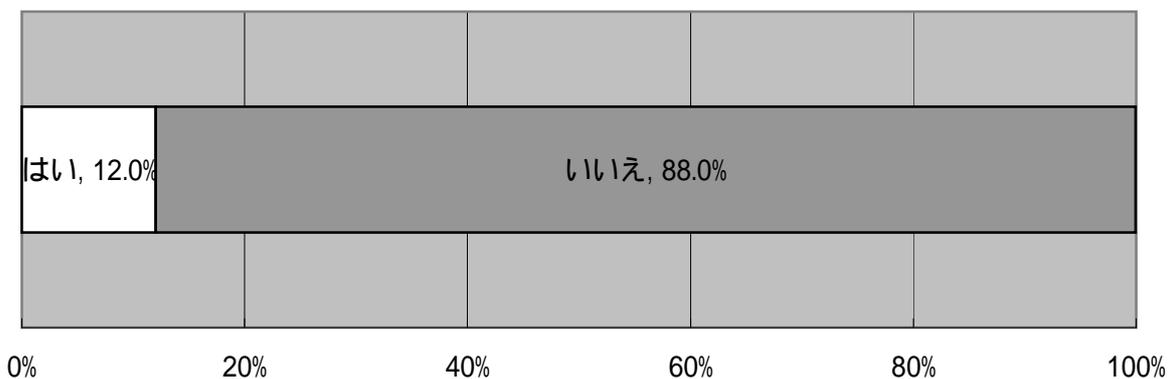
質問29 無回答

東大阪市 鹿児島市

質問29 選択肢の構成比



質問29 (内訳質問) 選択肢の構成比



質問30

狂犬病予防法に定められている公示記載内容において、個体の特定(個体識別)は可能であると思われますか。

項目	項目	有効回答数		無回答他
		実数	構成比	
合計		110	100.0%	3
はい		95	86.4%	
いいえ		15	13.6%	

構成比は有効回答数を分母としている

質問30 無回答

鹿児島市

質問30 選択肢の構成比

